



商標登録証

登録第 4 2 3 3 4 1 6 号

平成 9 年商標登録願第 1 4 6 9 6 0 号

商標

体験プレート

指定商品又は指定役務並びに商品及び役務の区分

第 4 0 類 義歯の加工，歯科用機械器具の加工

商標権者

大阪府大阪市平野区喜連 5 丁目 1 0 番 2 7 号

株式会社大阪歯科センター

この商標は、登録するものと確定し、商標原簿に登録されたことを証する。

平成 1 1 年 1 月 2 2 日

特許庁長官

伴佐山建志